

明 細 書

発明の名称： 食品用手袋

技術分野

[0001] 本発明は、食品を取り扱う際に使用される食品用手袋に関する。

背景技術

[0002] 従来、食品を手で直接取り扱う食品用手袋として、プラスチックフィルムを手袋の形状に製袋してなる食品用手袋やゴム製の食品用手袋が、食品を取り扱う際に広く用いられている（例えば、特許文献１）。

先行技術文献

特許文献

[0003] 特許文献１：特開２００２－３１７３２０号公報

発明の概要

発明が解決しようとする課題

[0004] しかしながら、上記のような食品用手袋は、食品を取り扱う際に当該食品用手袋自体が破損し、その破損片が当該食品に混入してしまうと、見つけ出すのが非常に困難であるという問題があった。それゆえ、異物が混入されたままの食品が出荷されかねないという問題があった。

[0005] そこで本発明は、上記問題に鑑み、食品用手袋が破損し、その破損片が食品に混入してしまったとしても、当該破損片を簡単容易に発見することができる食品用手袋を提供することを目的としている。

課題を解決するための手段

[0006] 上記本発明の目的は、以下の手段によって達成される。なお、括弧内は、後述する実施形態の参照符号を付したものであるが、本発明はこれに限定されるものではない。

[0007] 請求項１に係る食品用手袋は、紫外線（Ｓ）に反応して発光する発光物質が混練された食品用手袋本体（１０）を有してなることを特徴としている。

[0008] また、請求項２に係る食品用手袋は、上記請求項１に記載の食品用手袋に

において、前記発光物質は、前記食品用手袋本体（１０）の全域に亘って混練されてなることを特徴としている。

発明の効果

[0009] 次に、本発明の効果について、図面の参照符号を付して説明する。なお、括弧内は、後述する実施形態の参照符号を付したものであるが、本発明はこれに限定されるものではない。

[0010] 請求項１に係る食品用手袋によれば、食品用手袋本体（１０）に紫外線に反応して発光する発光物質が混練されているから、図２に示す食品（Ｆ）に、食品用手袋（１）の破損片（Ｋ）が混入されたとしても、その食品（Ｆ）にブラックライト等の紫外線光源（Ｌ）を用いて紫外線（Ｓ）を照射させれば、その紫外線（Ｓ）に反応して破損片（Ｋ）が発光するため、当該破損片（Ｋ）を簡単容易に発見することができる。

[0011] また、請求項２に係る食品用手袋によれば、発光物質は、食品用手袋本体（１０）の全域に亘って混練されているから、食品用手袋（１）のどの部分が破損しても、その破損片（Ｋ）には紫外線に反応して発光する発光物質が混練されていることとなり、もって、食品（Ｆ）に混入してしまった破損片（Ｋ）を簡単容易に発見することができる。

図面の簡単な説明

[0012] [図１]本発明の一実施形態に係る食品用手袋内に作業者の手が挿入された状態で掌面を表向きにした正面図である。

[図２]（ａ）は、食品に紫外線光源を用いて紫外線を照射させる説明図を示し、（ｂ）は、（ａ）に示すＡ部分の拡大図で、同実施形態に係る食品用手袋の破損片が食品に混入された際、その破損片が紫外線に反応して発光している状態を示す図である。

発明を実施するための形態

[0013] 以下、本発明に係る食品用手袋の一実施形態について、図１～図２を参照して具体的に説明する。なお、以下の説明において、上下左右の方向を示す場合は、図示正面から見た場合の上下左右をいうものとする。また、本実施

形態において示す食品用手袋とは、食品衛生法に適合した手袋をいうものである。

[0014] 図1に示すように、本実施形態に係る食品用手袋1は、食品用手袋本体10を備え、この食品用手袋本体10は、ポリエチレン、塩化ビニル、熱可塑性エラストマー、ニトリルゴム、ラテックス等で形成されている。そして、このように形成される食品用手袋本体10は、図1に示すように、内部に作業者の手Hが挿入可能なように手袋状になっている。具体的には、食品用手袋本体10は、掌部11と、絞部12と、開口部13とで構成されている。

[0015] 掌部11は、図1に示すように、作業者の手Hの掌Ha部分を、その形状に沿って全て覆うことができるように形成されている。そして、絞部12は、図1に示すように、掌部11の下端部に一体的に形成され、作業者の手Hの手首Hb部分が食品用手袋本体10部分と密着するように絞り状に形成されている。これにより、食品用手袋1が作業者の手Hに密着し易くなり、もって、作業性が向上することとなる。

[0016] また、開口部13は、絞部12の下端部に一体的に形成され、作業者の手Hが食品用手袋本体10内に挿入可能なように開口されている。

[0017] 一方、食品用手袋本体10には、その全域に亘って、紫外線に反応して発光する発光物質が混練されている。この発光物質は、ブラックライト等の紫外線光源L（図2（a）参照）から照射される紫外線S（図2（a）参照）に反応するものであり、亜鉛系蛍光顔料あるいは蛍光染料等で形成されている。なお、この発光物質は、食品用手袋本体10が製造される前の樹脂が液化化している状態の中に混練される。これにより、その混練された液体を固化することによって、食品用手袋本体10の全域に亘って、紫外線に反応して発光する発光物質が混練されることとなる。

[0018] また、このように形成される食品用手袋1の厚みは、例えば、 $15\mu\text{m}$ ～ $150\mu\text{m}$ に形成され、単層や2層、3層等の複層に形成されている。

[0019] かくして、上記のように構成される食品用手袋1は、次のように作業者に使用される。すなわち、まず、作業者は、開口部13より、手Hを食品用手

袋本体 10 内に挿入する。これにより、食品用手袋本体 10 内に、作業者の掌 H a 及び手首 H b 並びに腕 H c（図 1 参照）の一部が挿入されることとなり、もって、図 1 に示すように、人間の手 H に食品用手袋 1 が装着されることとなる。

[0020] この状態で、作業者は、ハム、ソーセージ、漬物、お菓子、乳製品、お弁当等の食品 F（図 2（a）では、お弁当を例示）を取り扱う。この際、何らかの理由により、食品用手袋 1 自体が破損し、図 2（b）に示すような破損片 K が食品 F（図示では、お弁当を例示）に混入してしまう場合がある。しかしながら、このような事態が発生したとしても、食品用手袋 1 の食品用手袋本体 10 には、その全域に亘って紫外線に反応して発光する発光物質が混練されているから、図 2（b）に示す破損片 K にも発光物質が混練されていることとなる。それゆえ、図 2（a）に示すように、食品 F（図示では、お弁当を例示）にブラックライト等の紫外線光源 L を用いて紫外線 S を照射させると、その紫外線 S に反応して、図 2（b）に示すように破損片 K が発光することとなる。これにより、図 2（b）に示すような破損片 K が食品 F（図示では、お弁当を例示）に混入してしまったとしても、その破損片 K を簡単容易に発見することができる。

[0021] なお、本実施形態においては、食品用手袋本体 10 の全域に亘って紫外線に反応して発光する発光物質を混練する例を示したが、それに限らず一部でも良い。しかしながら、食品用手袋本体 10 の全域に亘って紫外線に反応して発光する発光物質を混練した方が好ましい。食品用手袋 1 のどの部分が破損しても、その破損片 K には紫外線に反応して発光する発光物質が混練されていることとなり、もって、食品 F（図示では、お弁当を例示）に混入してしまった破損片 K を簡単容易に発見することができるためである。

[0022] しかして、以上説明した本実施形態によれば、食品用手袋本体 10 に紫外線に反応して発光する発光物質が混練されているから、食品 F（図示では、お弁当を例示）に、食品用手袋 1 の破損片 K が混入されたとしても、その食品 F にブラックライト等の紫外線光源 L を用いて紫外線 S を照射させれば、

その紫外線Sに反応して破損片Kが発光するため、当該破損片Kを簡単容易に見出すことができる。

[0023] なお、本実施形態に示した形状・寸法等はあくまで例示であり、特許請求の範囲に記載された本発明の要旨の範囲内において、種々の変形・変更が可能である。

符号の説明

[0024]	1	食品用手袋
	10	食品用手袋本体
	K	破損片
	F	食品
	L	紫外線光源
	S	紫外線

請求の範囲

- [請求項1] 紫外線に反応して発光する発光物質が混練された食品用手袋本体を有してなる食品用手袋。
- [請求項2] 前記発光物質は、前記食品用手袋本体の全域に亘って混練されてなる請求項1に記載の食品用手袋。